

4章

都市景観形成地区に関する事項

第1節 都市景観形成地区の指定の考え方

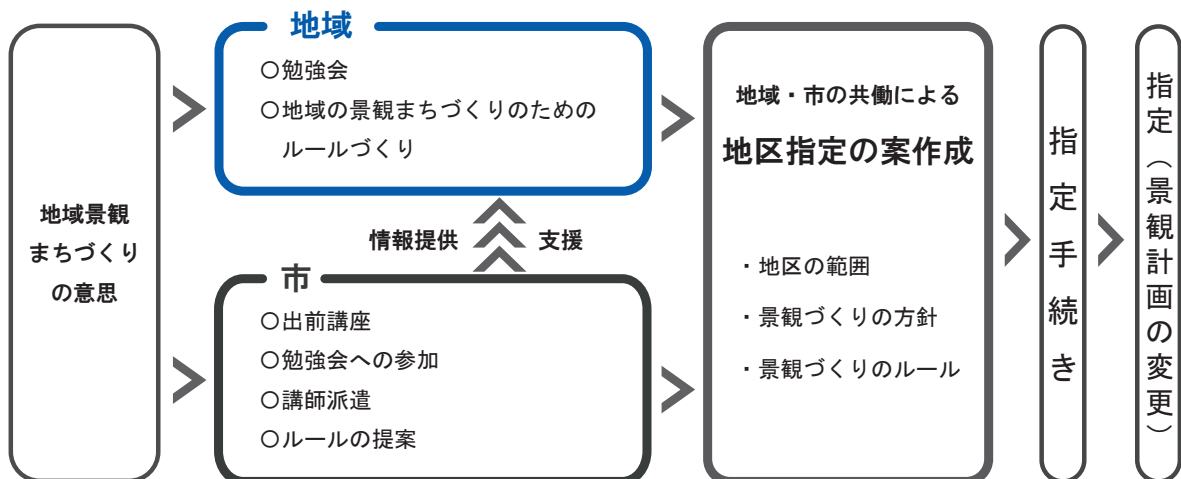
都市景観形成地区の指定については、景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区、すなわち良好な景観形成の必要性が高く、緊急性や実現性を備えた地区を指定していきます。

良好な景観形成の必要性が高い地区の例

指定実績	分類	地区の摘要	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> 御供所地区 承天寺通り地区 笹崎宮地区 	歴史・伝統地区	都市の歴史が刻み込まれた環境や建造物を有し、次世代へその伝統を伝えていくべき地区。	地区の特徴を表現する歴史的物の保全・活用や昔の街並みのイメージの再現を地域住民の総意で行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> シーサイドももち地区 元岡地区 香椎副都心(千早)地区 アイランドシティ 香椎照葉地区 	計画的まちづくり地区	大規模プロジェクトとして、計画的なまちづくりを進めていくべき地区。	地区の将来イメージに従い、景観上の誘導を行政と民間の共働で計画し実現していく。
<ul style="list-style-type: none"> 天神(明治通り・渡辺通り)地区 はかた駅前通り地区(再掲)、承天寺通り地区、笹崎宮地区 	組織的まちづくり地区	地元住民のまちづくりへの理解・意欲が高く、住民主体の景観形成が実践可能な地区。	住民が自主的に、環境保全・街並み誘導に関する取り決めを行い、良好な生活空間あるいは商業空間を創造、維持していく。

第2節 都市景観形成地区指定までの流れ

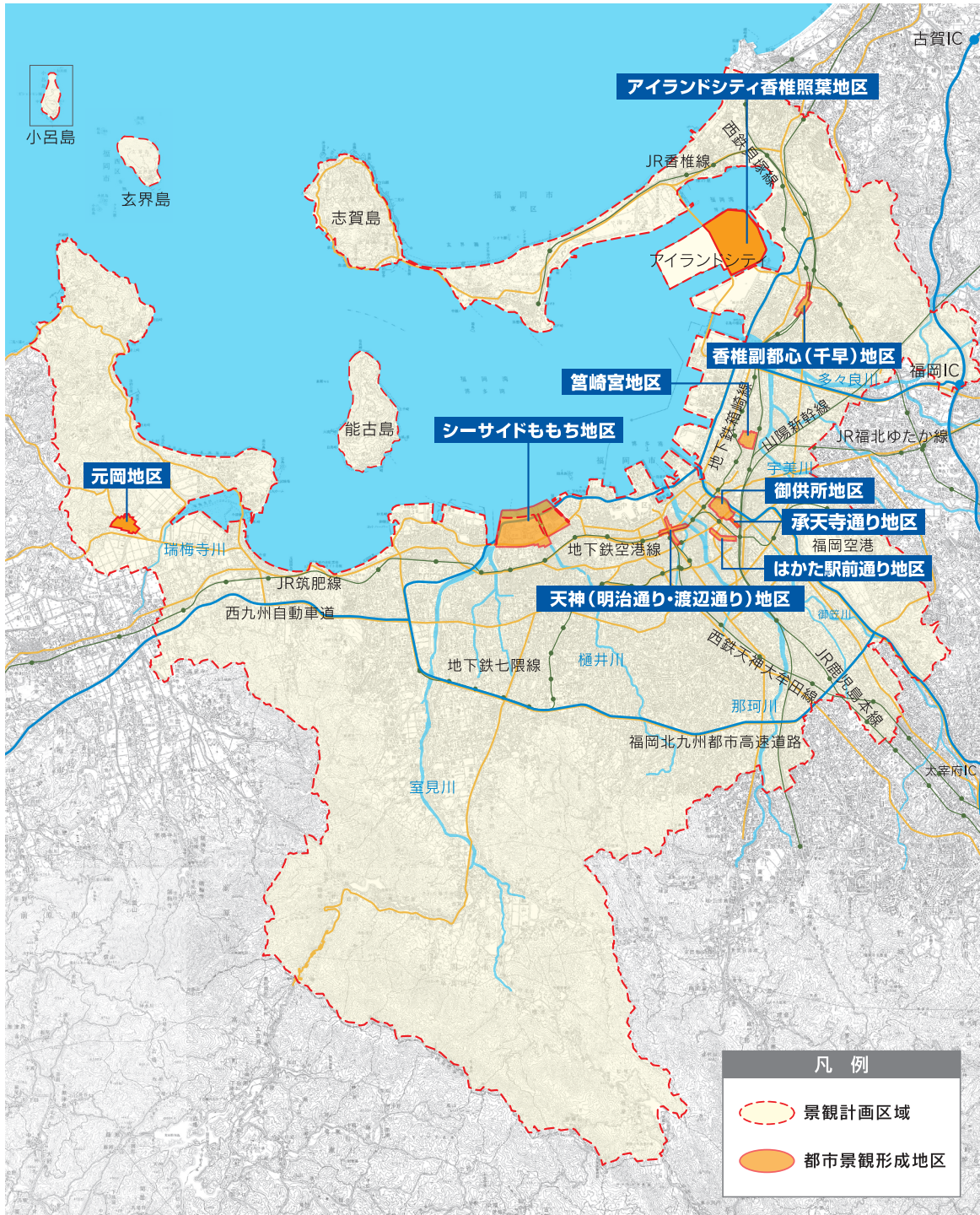
都市景観形成地区候補地区については、以下に示すように、地域景観まちづくりの意欲の高い地区等において、地域との共働により、都市景観形成地区への指定を順次進めていきます。



都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針 第3節 及び行為の制限

指定区域は以下の通りです。

地区区分、景観形成方針、行為の制限等については、各地区の地区別編冊子をご覧ください。



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

地区名	指定面積 指定年月日	概要	
シーサイドももち 地区	約185.6ha / H8.4.25	昭和57年に埋立が開始され、平成元年の博覧会開催を経て、ウォーターフロントの環境と都心・副都心に近い立地を生かした「21世紀を展望した計画的なまちづくり」がはじめられた地区	
御供所地区	約28.0ha / (当初) H10.11.30 (変更) H23.5.26	日本最初の禅寺聖福寺のほか、承天寺や東長寺などの数多くの寺社により本市で有数の歴史的環境を形成している地区	
天神(明治通り・ 渡辺通り)地区	約15.7ha / H12.3.2	福岡市の都心を東西及び南北に貫き、福岡の発展の軸となってきたメインストリートであり、本市の都心としてだけでなく、九州さらには西日本を代表する最大の商業・業務機能が集積している地区	
香椎副都心 (千早)地区	約17.6ha / H17.4.25	本市の東の副都心として独立行政法人都市再生機構が平成5年度より土地区画整理事業を進めているエリアの中心をなす地区	
アイランドシティ 香椎照葉地区	約191.8ha / (当初) H23.3.3 (変更) R5.10.12	誰もが快適な生活を営むことができる住宅地の整備や、環境との共生を図る豊かな緑地空間の整備、アジア・世界を見据えた新しい産業の集積を目指し、魅力ある都市空間の形成を図る地区	
元岡地区	約18.3ha / H23.3.3	九州大学学術研究都市構想で位置づけられたタウン・オン・キャンパスにふさわしい良好な市街地環境の形成・保全を図り、九州大学の門前町として風格あるまちづくりの推進を図る地区	
はかた駅前通り 地区	約7.0ha / H23.7.28	博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を図る地区	
承天寺通り地区	約2.6ha / R2.3.30	博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化を醸し出す街並みの形成を図る地区	
筥崎宮地区	約18.7ha / R6.3.28	筥崎宮を中心とした歴史・伝統が感じられる、境内の豊かな緑と調和した、心地よい街並みの形成を図る地区	

第4節 届出対象行為

建築物等の規模や指定区域に関わらず、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、届出対象行為の全てを景観法第17条による特定届出対象行為とします。加えて、木竹の伐採を届出対象行為とします。

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

許可が不要な屋外広告物も含め、地区ごとの規格基準に適合するよう、事前協議を行ってください。

※通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。

※届出の適用除外となる通常の管理行為については、巻末の資料編を参照してください。